

平成 2 5 年 8 月臨時会

小平・村山・大和
衛生組合議会

日 時 平成 2 5 年 8 月 3 0 日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

小平・村山・大和衛生組合議会

平成25年8月臨時会

日 時 平成25年8月30日（金）

場 所 小平・村山・大和衛生組合議場

1. 出席議員（12名）

1 番 虻 川 浩	2 番 磯 山 亮
3 番 平野ひろみ	4 番 細 谷 正
5 番 尾 崎 利 一	6 番 中野志乃夫
7 番 中 間 建 二	8 番 森 田 憲 二
9 番 木 村 祐 子	10 番 須 藤 博
11 番 濱 浦 雪 代	12 番 藤 野 茂

2. 出席説明員

管 理 者 小 林 正 則	副 管 理 者 尾 崎 保 夫
副 管 理 者 藤 野 勝	助 役 山 下 俊 之
会 計 管 理 者 田 村 茂	事 務 局 長 水 口 篤
総 務 課 長 藤 野 信 一	業 務 課 長 小 暮 与 志 夫
計 画 課 長 木 村 西	総務課長補佐 利 光 良 平
計画課長補佐 片 山 敬	

議事日程（第 1 号）

第 1 議席の指定

第 2 会期の決定

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 諸報告

第 5 議案第 10号 平成25年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補

正予算（第1号）

午前 8 時 5 4 分 開議

○議長【森田憲二】 おはようございます。

定刻の前ですけれども、皆様おそろいのようにございますので、始めさせていただきますと思います。また、今臨時会につきましては、定刻より 1 時間早く開会ということで、大変お忙しい中、恐縮でございますけれども、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は 1 2 人であります。定足数に達しておりますので、小平・村山・大和衛生組合平成 2 5 年 8 月臨時会を開会いたします。あらかじめ私から申し上げておきますけれども、藤野副管理者につきましては 1 0 時ごろ退席ということありますので、皆さん、ご了解をお願い申し上げます。

それでは、お手元にご配付の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきますと思います。

日程第 1 議席の指定

○議長【森田憲二】 日程第 1、議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、ただいまご着席の席にそれぞれに定めさせていただきます。

日程第 2 会期の決定

○議長【森田憲二】 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期につきましては本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【森田憲二】 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長【森田憲二】 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第 77 条の規定により、議長から指名を申し上げます。

4 番 細谷正議員

6 番 中野志乃夫議員

10 番 須藤博議員の 3 人の方をお願いいたします。

日程第 4 諸報告

○議長【森田憲二】 日程第 4、諸報告を行います。

閉会中に組合議員の辞職により、議員の変更がございました。また、当衛生組合一般会計出納検査が 7 月に行われました。いずれも手元に配付いたしました印刷物のとおりでございます。

日程第 5 議案第 10 号

○議長【森田憲二】 次に、日程第 5、議案第 10 号 平成 25 年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林管理者。

○管理者【小林正則】 皆様、おはようございます。

ただいま上程されました議案第 10 号につきまして、説明を申し上げます。

本案は、組織市３市と衛生組合が検討している将来の目指すべき廃棄物処理事業について、その骨格を３市共同資源化事業基本構想として取りまとめる必要があることから、予算の補正をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５３８万７,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１５億３,５３８万７,０００円とするものでございます。

歳入につきましては、４款 繰入金を、歳出につきましては、３款 塵芥処理場費をそれぞれ増額するものでございます。また、この事業は年度内の完了が見込めない事業であることから、債務負担行為を設定するものでございます。

補正の内容につきましては事務局長が説明をいたしますので、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 事務局長。

○事務局長【水口篤】 それでは、平成２５年度一般会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の表紙を１枚おめくりください。補正額でございますが、歳入歳出それぞれ５３８万７,０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を１５億３,５３８万７,０００円とするものでございます。

２枚おめくりいただきまして、第２表 債務負担行為でございます。３市共同資源化事業基本構想策定業務委託につきましては、平成２６年度に３５９万１,０００円の債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、ページを３ページおめくりください。４ページ、５ページでございます。歳入予算の補正内容でございますが、４款 繰入金、１項１目 財政調整基金繰入金を後ほどご説明いたします歳出の増に伴いまして、増額をするものでございます。

次に、6 ページ、7 ページをお開きください。歳出予算の補正内容につきまして、ご説明を申し上げます。3 款 塵芥処理場費、2 項 1 目 塵芥処理場建設費でございます。3 市共同資源化事業基本構想策定業務委託に要する費用といたしまして、1 3 節 委託料を増額させていただくものでございます。本事業は、循環型社会形成推進交付金を活用いたしまして、3 市地域での資源化基準の統一や 3 R の推進を図るとともに、マテリアルリサイクル推進施設であります 3 市共同資源物処理施設、また不燃・粗大ごみ処理施設、さらにはエネルギー回収推進施設であります焼却施設の整備を図るため、その基本的事項を定めることを目的とするもので、あわせて今後の住民説明のための基礎資料となるものでございます。

2 5 年度につきましては、基本構想案、基本構想案の住民説明用の資料及び資源物処理施設のパンフレットを作成するものでございます。

2 6 年度につきましては、パブリックコメントの実施に伴う各種資料及び基本構想の策定を予定しており、業務履行期間につきましては、今年の 1 0 月から平成 2 6 年 9 月末までを予定してございます。事業が平成 2 6 年度にまたがることから、債務負担行為の設定をあわせてお願いするものでございます。

次に、8 ページ、9 ページをお開きください。こちらは債務負担行為の平成 2 5 年度以降の支出予定額に関する調書でございます。

以上が補正予算（第 1 号）の説明でございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。冒頭申し上げておきますけれども、会議規則にならない、質疑はお一人 2 回までとさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

尾崎議員。

○５番【尾崎利一】 そのような取り決めはありませんので、運営はきちっとこれまでどおり行っていただくよう申し入れます。

○議長【森田憲二】 標準会議規則に従ってお願いをしたいと思います。

それでは審議をお願いします。

中間議員。

○７番【中間建二】 暫時休憩をお願いします。

○議長【森田憲二】 暫時休憩いたします。

午前９時０２分 休憩

午前９時０３分 再開

○議長【森田憲二】 再開します。

先ほどの質疑の回数の件については撤回いたします。

では、質疑を行います。

中野議員。

○６番【中野志乃夫】 今回、提案された基本構想策定業務委託でありますけれども、この内容自身が当初、最近のことでいえば、８月２０日に３市の市長さんが住民説明会を行った際の、そのときの答弁内容と大変異なるんじゃないかということで、具体的になぜこうなったのかをお聞かせ願いたいと思っております。

つまり、今回の内容、まず８月２０日のとき、いろいろ住民の方が参加されて、多々いろんな質問があったと思うんですね。当然、皆さん、ご存じだと思っておりますけれども。その中で、時間の制限もあって、各質問者、十分説明はできなかったと思いますけれども、例えば計画の内容に関しては、場所の選定も含めて、もう一回やり直すべきではないかという意見が出されました。

また、あとコスト面です。民間委託なのか、いや、行政がやるべきなのかということに関しても、その辺も含めて、今のこの３市共同資源化事業の桜が丘

での場所での廃プラ施設が必要なかどうかということも含めて見直して、検討し直してほしいという意見であったと私は認識しております。

なのに、今回の内容を見ると、事業の内容はあそこの桜が丘の場所にその施設をつくることが前提として計画が出されていて、そのための調査を行うんだということですから、そもそも内容的に住民説明とは大分異なった内容で、その内容でやっていったら、たとえどんないい資料ができたとしても、つくる前提としてやっていますから、また住民から反発が出て、同じようなことになってしまうんじゃないかというのを大変危惧しておるんですけれども。なぜ、そういう話になったのかです。

それと、この内容が、あともう1点、加えておきますと、住民の参加ということでも質疑があって、住民もそれに関して参画できるようなという内容も含まれていたと思うんですけれども、そういったことも踏まえてこの内容が策定されているのか。どう見ても、内容を見ると、あそこにつくるための関係の資料をつくると。

あと基本構想も触れられておりますけれども、これは国の交付金、補助金をもらうために必ず必要な5カ年計画を出さざるを得ないですから、それに沿ったものをつくるのであるわけですから。ただ、当然そこには焼却炉の建てかえも入ってきて、それも検討するとなっているわけですね。そうすると、本来なら焼却炉の、どういう焼却炉をつくるかということも踏まえて、この間のリサイクルのやり方も含めて、今の時代に合っているのか。

やはり、根本的にコスト面も含めて、もう一度、調査依頼をして、内容的にコスト的にも環境的にも影響的にも問題ない事業案ができれば、私はそれでも結構だと思っていますけれども。ただ、もう最初からその施設をつくるという前提の上で建てかえのことも触れていくというのは、本末転倒ではないかと思っているんですけれども。

とりあえず、以上の点についてお聞きします。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 8月20日の説明会ではさまざまなご意見をいただいたところでございます。その中で3市と組合では、この資源物処理施設が将来にわたりまして安定的な廃棄物処理をするためには必要不可欠な施設であるということで、今後も事業を推進していくということを合意したものでございます。ただ、引き続き丁寧な説明はしていくということで、並行して事業を進めていくというものでございます。

また、住民参加の件でございますが、こちらにつきましても時期また内容についてはまだ未定でございますが、住民の参加ができるものを検討するということで、今、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 基本構想の中で、焼却炉の建てかえも含めて、そういう部分も含まれるのではなかろうかというお話でございますけれども、国の地域計画を出すに当たっては、この3市地域の全体のごみ処理をどういうふうにしていくかという全体のビジョンがまずあった中で、その中で資源物、廃棄物の収集のことから、3Rの推進とかいろいろなソフトの部分も含めて、どういうふうはこの地域でやっていくかということの中で出されたものについて、どういうところのどういう施設で処理していくかということがその中に含まれているわけですので、資源物処理施設ももちろんですけども、焼却施設もどういう形が一番いいかということはその中に盛り込まれることになってまいります、具体的に規模とかシステムとかそういったことも入り口のところから決まっておりますので、そういったことを含めて、今後の基本構想の中で協議して決まっていくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 中野議員。

○6番【中野志乃夫】 今の局長さんの答弁の中で、基本的にはやっぱり焼却炉も含めて全ての施設、基本計画を出していくということでもありますから、当然これはこの間、ここでそういう論議はされてきたのかどうかあんまり私も十分ではなかったかと思うんですけれども、今、国は焼却炉に関しては、発電設備を持ったそういったものでないと交付金は出さない、補助金は出さないという段階になっていますよね。一定の枠組みがある。

それで、ちょうど事務局で設定していただいた視察でも非常に勉強になりましたけれども、例えば川越市、視察に行かせてもらって、大変勉強になったのは、最新の設備を整えて、国の交付金もちゃんともらって、発電設備を持った焼却炉を川越市はつくって。規模的にもうちと全く似たようなところですから。その上で、一番今、この間、この組合でも論議されてきて、心配されていたダイオキシンの問題に関しても、国基準以上の規制値を設けて運営しているけれども、それ以下に抑えられている。つまり、バグフィルターも二つつけて、そういった問題もクリアできて。基本的にプラスチック類も燃やすという形で、そういう運営をしている実態があるわけです。

当然、焼却炉の問題を考えれば、まさにそういった焼却炉、当然選択するわけですよ、どう考えても。その上で考えるならば、もう一度、単なる今までのやり方じゃなくて、例えばペットボトルを私は唯一それだけだったらリサイクルの過程に乗せてもいいと思うんですけれども、それ以外のプラスチックは、基本的にいろいろなコスト面とかさまざまな環境負荷を考えると、燃やしていいんじゃないかと。実際、区内でも既にそういったことで始めていますから。そういった焼却炉を導入するのはほぼ間違いないわけです。現時点で考えても。そうならば、もう一度、そういった焼却炉を踏まえて設定するに当

たつての将来計画またはリサイクルの計画を見直して、ほんとうに廃プラ施設が今うちの中で必要なかどうか。それも検討する当然検討内容をやはり出すべきじゃないかと。そういった調査依頼をするべきじゃないかと思うんですけども。そういったことも何か肝心なところは素通しになって、もう最初にリサイクル施設ありきの話になっていくと、大変ちぐはぐな内容になっていくかと思います。

あともう1点。長くなって申しわけありませんけれども、実際プラスチック燃やす云々ということで、既に小平市さんでも、軟質系のやわらかいプラスチックはもう実際燃やしていいと市民にも周知して、そういった収集をしているわけですね。東大和市なんかでは、軟質系とは限らずに汚れたプラスチック類は燃やしていいし、多少硬質系のものも大きさによって燃やしていいとして、実際既に今のうちの古い炉でもプラスチックは燃やしている。そういう現状にあるわけです。そう考えていくなれば、さらに今後、大変能力の高い焼却炉をつくっていくに当たって、当然その辺の問題もクリアできていくのは間違いないわけです。

あと加えて言うならば、この間、論議の中で住民説明会の中でも質問出た中で、既に東大和と武蔵村山がリサイクル施設をやった後、民間にそれを持っていっていると。それは民間が不安定でそれはできないという論議もしていましたけれども。実際問題、その事業計画の中に委託する内容に関しては、そういったことも踏まえて委託するのか。

つまり、民間は不安定だからだめだから、どうしても公共でやらずにやらないという内容を最初からそういう事業計画、どこの業者に出すのかちょっとよくわかりませんが、そういった内容の調査を委託してつくるのか。それは当然出す側の意図があるわけですから、その辺もどうなっているか教えていただきたいです。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 ごみ処理の方法でございます。考え方といたしましては、焼却をする手法もあると認識をしておりますが、減量を推進するためにも燃やせるものは燃やすということではなくて、分別をし、またリサイクル可能なものは再使用また再生利用することで減量意識を高める効果があると認識をしております。

また、国の容器包装リサイクル法でも拡大生産者責任の考え方を採用しております、リサイクルを推進するという仕組みになっております。3市では、ごみ処理をこの法律の理念にのっとりまして進めていくことを決めたものでございます。

このような理由から資源化を進めるものでございます。ただ、汚れたプラスチックなどにつきましては、焼却処理も同時に行う必要はあると考えております。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 委託の件でご質問があったかと思えますけれども、委託につきましては、私どもといたしますと、4団体の中では実際に2市のほうでは委託をされておりますけれども、事業を安定的に、継続的に自区内で処理をするのが一番いいだろうということがございまして、施設そのものを公のところが持つことによりまして、透明性もきちっと確保できますし、信頼性もきちっと確保できるということで、公設で施設を運営していくということを4団体で合意形成をした中で決まってきたでございます。

以上でございます。

○6番【中野志乃夫】 ちょっと答弁としては足りないんですけども。

○議長【森田憲二】 中野議員。

○6番【中野志乃夫】 要は何でこういう計画になって、そもそも住民説明会のときには、住民の方があれだけ参加していて大して紛糾はしなくてスムーズにいったというのは、あのときの説明を聞いていれば、一からもう一度計画を見直す。つまり、事業計画に関して。やはりコスト面も含めて、もう一度見直すというような発言を受けて、聞きようによってはそういう発言をしていたから、ああ、そうかと住民の方も思ったと思うんです。

つまり、最初から、今回のこの提案のように、リサイクル施設、あそこにつくこと前提でただ計画をつくりますっていう話をあの場でしていたら、当然紛糾していて、おさまりつかなかったと思いますよ。

つまり、何であのときの説明でああいうことを言っておきながら、今回、根本的にもう一度事業内容の見直しを図るようなことも含めて、コスト面もほんとうにどっちがいいのか、環境面でもどっちがいいのかと含めて検討しようとしれないのか。その点をどうしても聞きたいので、教えてください。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 私もその現場におりましたので、よくやりとり、自分で詳細に把握はしているつもりです。こういう基本構想、基本計画をつくっていくというのは、かなりいろいろな前提、制約というものが当然ないと、場所はどこかわかりません、処理の仕方もわかりません、民営化かあるいは公設でやるのかわからないといった曖昧な中で基本構想をつくると、そのものの信頼性がなくなるし、なかなか皆さんに十分信頼のおけるような基本計画や構想ができないわけですね。

ですから、そういうものをつくるときには、やっぱりある程度前提というのがあります。ですから、私は一から全てやりますということを私自身は少なくとも言った覚えはありませんので、もうここは、前提は桜が丘——現在の想定地です——想定地を前提にして計画は当然つくってまいります。

あと、コストの面で、もちろんコストの面とかいろいろやりますけれども、やりますけれども、この3市間あるいは4団体で合意している内容というのは、あそこの想定地、あるいは継続性、安定性や透明性や信頼性といったものは、やはり我々が構成市全体に大丈夫なんだということを担保していくには、やはり公設が最善だろうと。こういったさまざまな要件の中で基本構想や基本計画をつくってまいりますので、今、中野議員、おっしゃられたような何か市民の皆さんに期待を持たせるといいますか、まるでゼロからこれから時間をかけてやっていくんだということは申し上げてないと思っております。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 中野議員。

○6番【中野志乃夫】 確かにゼロからという発言ではなかったのはそうなんですけれども、例えばコスト面でもいろいろ質問、出た人は、それはいろいろ検討するなり、拘束の中で考えますという発言があったと思うんです。そのコスト面というのが単にどういうコスト面なのかというと、質問者からすれば、そもそもあそこに廃プラ施設つくるよりは、それこそサーマルリサイクルですね。熱処理に関して、先ほど私が言ったように、プラスチックも燃やしていいんじゃないかと。そういったところの観点から質問していたと思うんですよ。実際そういう発言をしていましたから。当然そうしたことも踏まえて、どちらがコスト面でほんとうにいいのか。

これは言うまでもなくて、3市も財政的に皆さん、厳しい中でやっていますから、より経費的に安く、うまく環境的にも負荷を与えずにやるのが一番いいわけですから、そういったことを踏まえて、調査委託して基本構想をつくるなら私は納得できますけれども。最初からあそこだけつくるという前提があっちゃうと、コスト面、どこではかるんですかと。どういう説明をするんですかと。

それと、もしこの内容だけでいったら、住民とすれば、おそらくこれしか話

にならないという、また同じやり返しになっちゃうと私は思いますけれども。

その辺の認識がどうなのかですよ。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 施設のコストとかを含めてですけれども、基本構想の中で、例えば発電の設備を設けなければ交付金が出ないとかそういうことは承知してございますし、焼却炉の規模だとかシステムを含めて、その前処理となります資源物がどういうふうになるかとか、あるいはその後、粗大・不燃の処理をどうするかとかそういうことも含めて検討をすることになりますので、全ても燃やさないということではなく、プラスチックにつきましても、きれいなものは資源物処理施設で分別して再資源化するということになりますけれども、汚れたものについてはやはり焼却をせざるを得ないということもございますので、そういったことを総合的に構想の中で検討をして、決めていくということになりますので、その中ではコストの話も当然出てくるといえることになろうかと思います。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 幾つかお尋ねをいたします。初めに、先ほど8月20日でしたか、3市の市長がご出席をされて、3市の市民に対して説明会を開催されたということは大変によかったと思います。またその中で、正直、今までこの3市共同資源化事業、またこの組合としての事業がどうなるのかということについて、ぎくしゃくというか、管理者間での調整も難しい、進んでないという実感をずっと持っていたわけですがけれども、その中で小林管理者から組合の脱退論もあり得ないということで、明確に3市の市民の前でご発言いただきましたので、その点について今後も将来的に組合事業が3市で安定的にやっているとすることが私は確認ができましたので、その点については大変よかった

と思っております。

その前提で、今回この基本構想の策定を予算化して進めたいということで今ご提案されているわけですがけれども、いかんせん、これまでの積み上げてきた経緯を見れば、この段階で2月、3月に住民説明をやって、住民の意向を確認した上で進めたいということであったにもかかわらず、前回の全員協議会で説明がありましたこの理解が得られていないということの総括が3市で確認できているにもかかわらず、この基本構想を進めるということについては、現時点でこのようなやり方で進めるということは、私は全く理解ができません。

その上で、なかなかこれまでの議論というか経緯が推進本部の中では議論されているわけですがけれども、この組合議会の中ではなかなかそれが見えてこないもので、あえてこの事実関係ということで、これまで議論してきた積み上げの事実関係について、まず、私、確認させてもらいたいんですけれども。間違っていたらご訂正というかご答弁いただきたいんですが。

一つには3市でこの3市共同資源化事業をやっていこうということで一定の確認がなされ、進めてきたということについては当然理解をしているわけですがけれども、その段階で、間をはしより、平成22年の段階で東大和市におきましては、この3市でごみ処理事業を安定的にやっていくということについては、当然大事だし、賛成なんだけれども、ほんとうに桜が丘の地域での6品目処理というのが必要なのかどうかということについて、立ちどまって考えてもらいたい。そのことについては、東大和市議会の側としては、議会決議をもって白紙撤回を含めて民間委託を中心に低コストでやる方策を考えてもらいたいということを平成22年の段階で議会の側としての意思としては出しているわけです。

それに対して、当時の市長が受け入れが不可能という判断をしたことで、この事業がとまってしまったわけですがけれども、その中で確認したいのは、これ

まで22年に東大和市が庁議で受け入れ不可能だと判断したときに、東大和市の側としては、きちとなぜ受け入れが難しいのかということ小平市、武蔵村山市にきちとご説明したいということで、何度も東大和市の側から、そのような説明をさせてもらいたい、話し合いの場を持ってもらいたいということは何度も依頼をしたけれども、その話し合いの場すら持っていただけなかったと私はまず聞いている。それがほんとうにそうだったのかということがまず一つ。

それから、その次の段階で進めるに当たって、東大和市の全く受け入れ6品目ができないということについては、代案として認められないという小平市、武蔵村山市側からのご意見があったので、代案を出さなきゃいけないという中で、東大和市が出してきた代案は、まずは民間委託を中心に6品目処理については低コストでやれないかということ提案した。それについては代案として認められない。ですから、次の段階では、東大和市は今と全く逆の容器包装プラスチックとペットについては、それぞれ3市が自前でやったらどうか。そのほかの4品目を東大和市の暫定施設を使ってやるという案はどうかといったら、それも代案として認められないということになった。

最後に、どうしても容器包装プラスチックとペットボトルの2品目処理を東大和市の想定地でやってもらわなければ、この3市の組合事業が回っていかないと。それについては、東大和市からそのような代案を出さなければ、小平市の側としては、3市の組合事業のあり方について考えざるを得ないという厳しい意見があったので、仕方なく東大和市としては2品目処理案を出したと。だけれども、その2品目処理案を出す前提が、あくまでもこのような施設をつくる場合には地域住民の理解、合意がなければつくれないので、それを4団体で住民に丁寧に説明していきましよう。そこが確認できるのであれば、2品目処理の案で進めることもやむを得ないというのが最終的な東大和市の代案であ

り、それを4団体で確認したということで今まで説明がなされてきて今日に至ったと私は認識をしているんですね。

にもかかわらず、その一番最後のとりでである地域住民の理解を得るという努力が1回はやった。1回はやったけれども、結果的には全く理解が得られてないということが総括されたわけじゃないですか、今回。それでも、この基本構想案を進めると至っているというところが、今までずっとこの4団体で議論を積み上げてきて、いろんなやりとりでそれぞれの3市間での事情があるわけですから、やりとりをした中で来たということは理解しているんですけども。そういう事実関係がありながら、最後のところで地域住民の理解を得るということが全く現状では理解が得られてないという総括にもなっているのに、それでもこの基本構想をここで作るんですというところが、どうしても東大和、私の立場からは全くそのこれまでの積み上げてきた内容からすれば、理解ができないということをまず申し上げたいんですけども。

今、申し上げた事実関係が正しいのかどうか。もし違っているところがあれば、ご説明をいただきたいと思います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 この事業につきましては、3市と組合で進めている事業でございまして、今るる経過のご説明がございましたけれども、東大和市のほうでこの事業が難しいというご発言があった後は、基本的にはまず3市間で協議をしていただきたいということを組合としては申し上げておりまして、途中で説明を申し上げたいけれどもなかなかそういう場がなかったというお話の部分は、私どもは断片的にしか情報はいただいていませんので、詳細のところはあまりはっきりはわかってございません。

それから、その後、東大和市のほうからご提案というか品目を変えてというところも、最初は3市で協議をしていただいて、その後、組合も加わって、今

の案ということで合意形成がされたという経過でございます。

それから、構想のところについてですけれども、2月、3月に8回ほど住民の方のご説明を申し上げて、いろいろなご意見をいただき、それを踏まえて、4団体でいろいろな協議をさせていただきました。その中にはいろいろな議論がありましたけれども、この事業につきましては、先ほど申し上げましたように、現状で委託をされたり、あるいは自前でやっていたりする部分はございますけれども、この先、事業全体のことを焼却も含めて考えた中では、公設で自治体が責任を持ってやっていくべきであろうと。安定的に処理するためには必要であろうということでいろいろ厳しいご意見もいただきましたけれども、必要であろうということです。

それから、説明会の中で、いろいろこちらでお答えできなかった部分もございますので、そういったこともつまびらかにしていかなければいけないということで基本的に事業を進めていくわけですが、丁寧な、またわからないところにつきましても、委託の中で調査をした結果としてまたご説明を申し上げるということで進めていこうということになったという状況でございます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 今、事務局長のご答弁でしたけれども、特段私が申し上げた内容について否定されるというところの情報はないということでしたので、そのように受けとめておきます。

その上で、この焼却施設がある中島町でも、この中島町の住民に対して、ここで焼却炉を運営していくということに対しての丁寧な説明なり、住民理解なり、また日ごろの運営は当然でしょうし、またここをつくる時に当たっても、地域の住民に対して、このような施設をつくっていくということについて一定の了解を得て手続を踏んで建設に至ったと聞いております。

また、日ごろの中島町の住民に対する丁寧な説明なり、情報提供なり、努力をされていると私は認識をしておりますけれども、今度、新たに東大和市でそういう施設をつくりたい、2品目処理にしろ何らかの施設をつくりたいといったときには、当然のことながら地域住民の一定の理解、合意がなければ、そのような施設をつくり、建設に至り、またそこで安定的に稼働していくということは、どう考えても不可能だと思うんですね。

だからこそ、地域住民の理解を得るための努力を4団体でやっていこうということで確認をして、方針が示され、わざわざ書面にして、3市の市長なり管理者なりが署名をして、理解を得た上で進めていくということで確認をしているわけですね。

にもかかわらず、前回の全員協議会や本日の議案での進め方というのは、全く理解が得られてないという総括があったわけですから、じゃあどうやったら理解が得られるのか、先ほど中野議員の話がありましたけれども、焼却を含めたコスト面でのプラスマイナスなり、民間委託との比較検討なり、環境への住民への健康被害が起こらないということは当たり前の話ですけれども、そこもきちっと何らかの根拠を持って示していった中で、それである程度の理解が得られるめどが立った上でこの基本構想を進めたいというならまだしも、今そこが全く見えてない。半々どころか圧倒的多数がここでつくってもらっちゃ困る、稼働してもらっちゃ困るという大変根強い批判、ご意見があるにもかかわらず、今のこの段階で進めるということは、その地域住民の、この焼却施設で中島町の皆さんに丁寧に対応されているのと同じように、東大和市の桜が丘地域の皆さんに対しても、ここと同様にご丁寧な対応をしていただかなければ、建設も不可能ですし、建設が仮にできたとしても、その後、安定的にそこで稼働していくということは、私は不可能じゃないかと思っておりますけれども。現段階で何ゆえにこの段階での基本構想策定になってしまうのか。その点について、再度ご

認識を伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 こういう性格の施設をつくるというのは、全国どこを見ても、全ての人たちに合意を得る形で建設をしたという話は聞いたことがありません。これは必ずやはりこういうものができれば、実際の被害というよりは、こういう施設の持つ性格上、なかなか地元が受け入れてくれないというところがあるわけで。それで今は地元への還元施設であるとか、さまざまな地域の皆さんに受け入れてもらえるようないろいろな条件をつける中で、賛成を得たというよりはそういった条件を示しながら進めてきています。

あるいは現在、日野でも立川でもやっておりますけれども、私もあそこの説明会等の資料を見ておりますけれども、ほとんど反対。逆に言うと反対の人が行っているということも言えるわけですが。だったら、そういう性格上の施設を今、中間議員さんおっしゃったように、地元の全ての人に了解を得たということになれば、なかなかそれは将来、行政っていうのは一定の計画を持って、特に今回の場合は焼却施設や不燃・粗大施設を含めて、3事業を一体でやろうということになっておりますから、ここだけが住民合意ができないから、あとほかだけ進めようというわけにいかないわけですね。これは全部関連していますから。そういう意味では、なかなか地元の皆さんの了解を得てというのは、もちろん、私は了解を得なくてやるということを申し上げているわけじゃなくて。これはなかなか理解が得がたい。全く理解してないなんていうことは書いていません。理解が得がたいと。全員から理解を得たとは言いがたいという表現になっております。なかなか微妙な言い方ですが。けれども。

中間議員さんはこの前の説明会のときもおられましたし、私はその真ん前にいましたので、その空気はよく知っています。ですから、私は帰り際の記者の質問にも申し上げました。よくわかりましたと。地元の意見は。しかし、理解

を得る努力はしながら、しかし、多くの皆さんの質問の中には、基本構想や基本計画をつくらないと答えられないような内容も非常に多いんですよね。ですから、そういった非常に不安に感じている人たちに我々が丁寧に答えていくためにも、具体的にさまざまな環境の問題や規模やあるいは車の出入りだとかいろいろ、あるいは想定地の施設の規模とかシステムとかいったものもつくっていかないと、なかなか心配だからどうしようと言われても、こちらも具体的なそういう計画をつくらないと。何かある種、だから何か見えないものをお互い言い合っているみたいなどころがありますので、ぜひそこは。ですから、ここをつくることによって、かなりの人たちはやはりそうだったのかと。そういうものだったらそんなに心配要らなかったんだということになる人も私は出てくるんだろうと思っています。

ですから、理解を得るといえるのはずっとやっていきます、これから。今なんか、小平はみんなうまくいっているような話を言われましたけれども、それはとんでもない話で。私も市議会、都議会、市長と26年やっていますけれども、ここの中島町の選定委員会、入るのは、大変なんですよ。文句言われますから。ほんとうに。今でも文句言われますよ。私たちは受け入れてないと言われますよ。しかし、もう足湯をつくったり、私もできる限り市長として理解をしていただくように、今でも努力しているんですよ。うまくいっているなんてとんでもない話ですよ。それはものすごくまだ反対の人もいますよ。でも努力しているんですよ、小平市は。そうやって努力して、とにかく最後の最後に、焼却施設、我々、受け入れてよかったと言われるように努力しているんですよ。40年も50年もたっていますけれども。現市長として、それは私は努力しています。

ですから、こういう性格の施設は、みんなが賛成して受け入れるっていうのはなかなか難しい。だから、そこは3市の市長ができるだけ呼ばれれば出向いていって、少しでも不安を解消するように努力して、理解を得るべく努力はし

続けますので。これは我々逃げはしませんので。ぜひそこはご理解いただければと思います。

以上です。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 小平市長が長年政治家としてご苦労されているということとはよくわかりますけれども、これまでの、ずっとこの3市の組合なり、特に東大和市ではこの問題について議会の中でも何度も何度も市側とやりとりしているわけです。そのやはり大前提がこの理事者間で1回合意をしたんだから進めざるを得ないというところにずっと来ていたわけです。東大和市の桜が丘地域を想定地とする。我々からすれば、想定地だから十分に変更する、検討した結果として変わる可能性があるだろうけれども、想定地とするって3市の理事者間で3市長が決めたんだから、進めざるを得ないという説明で市側は一生懸命努力をしてきた、できるだけ誠実にやってきたと思いますけれども。しかし、我々からすれば、想定地だから十分変更する可能性はあるんじゃないかと思ってきましたけれども。

今の小林管理者のご説明では、3市の市長が今年の1月8日に皆さんの署名までした確認した基本事項には何て書いてあるかということ、「住民の理解を得られたと判断された後は施設整備事業に着手する」と書いてあるんですよ。もう一回言いますよ。「住民の理解を得られたと判断された後は施設整備事業に着手する」って、まさにこのとおり書いてあるわけですよ。今までさんざん3市の理事者間で理事者合意があって、想定地に1回決まったんだから、周辺環境が変わろうが住民が増えようが、1回、想定地で3市の市長で決めたんだからそのとおりやってもらわなきゃ困るってさんざん言われていたにもかかわらず、小林管理者も含めて、皆さん、3人の市長が住民の理解を得られたと判断された後は進めると書いてある書面に、皆さんサインをして、公にして、ここでも

説明をして、そういう手順を踏んで丁寧にやっていきますよって言ったわけじゃないですか。

だけれども今、小林管理者は、説明はするけれども、住民の理解が得られてなくてもやらざるを得ないこともあるんですっていう今の説明じゃないですか。今のご説明では。だったら何でこんな文書をつくって、3人の市長が署名して、わざわざここでみんなに説明して、組合の派遣議員に説明して、公にして、そんなパフォーマンスやる必要があったんですか。

今まで長年にわたって3市の理事者間で合意したこと、決めたことは守ってもらわなきゃ困るってさんざんそういう積み上げの中で言われてきて、ぎりぎりのところでいろんなやりとりがあって。そこはもう戻りませんけれども。今の小林管理者のご説明は、みずから3人の市長が管理者として、副管理者として署名された合意文書を全くほごにするようなご説明だと受けとめざるを得ないんですけれども。もう一度、ご認識を伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 どんな事業を進めていくときでも、関係住民の皆さんの理解を得るというのは、これは多分どこの市も同じような手続をとってやっていかれると思うんです。それで、市民の皆さんの理解ってなかなかそこは、じゃあ、その想定地の周辺の人たちの理解と捉えるのか、あるいはこの事業そのものが桜が丘の皆さんのための施設というよりは、やはり構成市三十数万人いると思うんですけれども、広域自治、これは3市の共同の事業なんですね。

ですから、桜が丘の皆さんが反対されていたら、ある種、心情的にはよくわかります。しかし、少なくとも我々が今までいろいろ検討し得る範囲でいえば、全く被害はありませんし、私は、ご心配は無用だと思うんですけれども、しかし、想定地の皆さんはやっぱりいろんなことを心配されます。ですから、反対

されるのはよくわかります。しかし、それをもって、我々が事業の判断をするということになると、大体この種の事業は全部とまります。そのときに判断するというのは、構成3市の皆さんの多くの皆さんの理解、支持というものを前提にして我々やらないと、この全体の構成3市の多くの皆さんから反対があって、それはだめだということになれば、それはなかなか前へ進めるということではできませんけれども、私は少なくとも不燃・粗大施設あるいは焼却施設、そして資源物の処理、この三つの事業を一体的に進めていくといった事業に、私は多くの皆さんの理解は必ず得られると。あるいは得られる努力をしていくと。その中で私はこの事業を進めたいと思っております。

ですから、そのためにも今回の基本構想や基本計画をしっかりとつくって、安全であるとか、こういう規模ですといった構成3市の多くの市民の皆さんと同時に地元桜が丘の皆さんが心配をされている、この前の質疑の中でもかなり細かな質問があって、まだこれは基本構想をつくったり、基本計画をつくらないとなかなか示せませんよということも申し上げました。ですから、ぜひそこは不安を払拭するためにも基本構想や基本計画をつくらせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 私ばかり発言しても申しわけないので、今のご答弁でも全く違っております。桜が丘では根強い批判があることは当然ですけれども、今ここに、私、手元に、小平でご説明されたときの議事録がありますけれども、小平市の市の説明の中でも、小平市の住民からほんとうにこの3市共同資源化事業というのが必要なのかということに対しての問題提起も数多く出されておりますし、また、本来こういう施設をつくる際には、武蔵野市が行ったような、構想段階からしっかりと市民の意見を取り入れた形で必要なあり方を検討すべ

きじゃないかという意見も数多く出されておりますので、桜が丘地域の住民だけではなくて、やはり、この3市共同資源化事業が幅広く3市の市民には十分に理解がされてない。だからこそ、こんなに進んでないと思います。

繰り返しになりますけれども、小林管理者、皆さん3人の市長が署名された合意文書には住民の理解を得られたと判断された後に着手するということが明確に書かれておりますけれども、今回の進め方については、まさに合意が得られていないということが公式文書で、皆さんがつくられた文書で確認がされたということが前回の全員協議会でご説明がありました。

それでもやりたいという管理者としての個人的なお気持ちはわかりますけれども、しかし、きちっと書かれた、皆さんが署名までなされて捺印までなされた合意文書には全く反するやり方になっているということをもう一度指摘しておきたいと思います。

以上です。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 幾つか伺います。一つはこの基本構想の業務委託ですけれども、来年3月までに案を作成し、それ以降については住民説明等を行って、来年9月ぐらいまでに基本構想を策定するということだったと思いますが、それ以降、交付金申請などを含めた全体のスケジュールがどういう形で考えているのかという点を1点。

それからもう1点は、先ほど、住民を含めた検討組織の立ち上げを検討するということですが、これはどの段階でそのような住民組織をつくるというお考えなのか伺います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 基本構想の全体的なスケジュールでございます。今年度25年度につきましては、3月を目途に基本構想の案をつくりまして、また、

その案の住民説明用の資料を作成いたします。その後は住民への説明会を開きまして、またパブリックコメントなどを実施しまして、成案をつくっていくこととなります。これを資料といたしまして、いわゆる地域計画を作成いたしまして、これをもとに、26年10月ごろになるかと思いますが、東京都を通じまして国へその地域計画を提出しまして、交付金の手続をしていく予定でございます。

その後につきましては、全体の焼却施設あるいは不燃・粗大ごみ施設を含めた全体の構想でございますので、順次それぞれの施設の計画をつくっていくという内容になります。

また、住民を含めた組織でございます。時期につきましてはまだ未定でございますが、なるべく早い段階でそういったものをつくるよう今検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 この基本構想案の策定、それから基本構想の策定に至る全経過の中で、住民を交えた検討委員会ということで、住民と一緒にこれをつくっていかうという理解でよろしいですか。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 住民の交えた組織でございますが、内容はこれからでございますけれども、資源物処理施設の姿といったものを説明していくような場になるかと思っておりますが、まだ詳細な内容につきましては、今後、検討していくところでございます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 私が伺っているのは、基本構想案、それから基本構想の

策定に住民が参加をして、その参加をした検討委員会の中でこれがつくられていくのかということを伺っているんです。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 住民の方を交えました検討会といいますか、協議をする組織ですけれども、これは組合だけでは決められませんで、今、4団体間で協議をしている状況でございます。詳細のところは今申し上げたとおりでございますけれども、中心になるのは、3市の共同資源物処理施設について、今後どういうふうな施設にしていっていいかということになろうかと思えますけれども、当然そのことは基本構想の中にも入ってくることでありますので、全くイコールになるかどうかというのは、これから4団体の協議で決めていくことになりますけれども、基本的には、その資源物処理施設の内容についてご協議をいただくようなことになろうかと思いますが、これからそのところも4団体で協議をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 そうすると、この基本構想の位置づけとして、地域計画の基礎資料、それから資源物処理施設の基本計画、それから三つ目に住民への事業説明資料という位置づけになってはいますが、2点目の資源物処理施設の基本計画と住民への事業説明資料については、少なくとも住民を含めた検討組織で検討するという理解でいいですか。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 住民への資料でございますが、まず、3市と組合で案を示すというふうに思っております。その案に対しましてご意見をいただくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 基本構想案そのもの、業務委託するわけですね。3市と組合で案を示すというのは、そうすると、業務委託をする前の段階で住民に案を示して、こういうことで基本構想案の業務委託をしていきますということ
で案を示して、その上で基本構想案が策定され、それらの資料をつくっていく
に当たって、それを業務委託をして、その案ができてきて、それをまた検討し
ていくという理解でいいですか。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 委託の内容でございますが……。

○5番【尾崎利一】 委託の内容じゃなくて、住民がどうかかわっていくのか
ということを聞いているんですよ。

○計画課長【木村西】 委託をすることが技術支援を内容としておりますので、
基本構想の中身につきましては3市と組合で協議をしながら決めていきます。
その上で案ができますので、それを示しまして、ご意見等を伺う予定と考えて
おります。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 それでは全く参加ではなくて、ただ意見を聞くというふう
にしか受けとれませんので、きちっと住民参加で検討される場が必要だとい
うことを要求しておきます。

それから、先ほどの基本構想、業務委託後の全体のスケジュールを伺うと、
3月までに基本構想案を策定する、そして9月までに基本構想を策定する、翌
月には交付金申請をするということですから、住民からいろいろ意見があった
ら無理やり進めるということではないんだという説明を一方でされていますが、
これはもうそのまま粛々と計画が、基本構想、業務委託が行われれば、進んで

いくというふうにはしか受けとれないんですが、その点について伺います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 先ほど申しあげましたスケジュールは予定でございます。今後のことにつきましては、繰り返しになりますけれども、私ども4団体でいろいろ協議をして、お示しするものはお示しし、ご意見をいただき、その中で進めていくということに尽きますので、申しあげたのは予定ということです。そういうふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 先ほど中間議員からもお話しありましたけれども、この1月8日に基本事項確認書ということで、3市長と管理者で署名捺印された文書がありますけれども、先ほど中間議員が引用された、住民の理解が得られたと判断された後は施設整備事業に着手するという点について、管理者の答弁では、この住民というのは、周辺住民ではなくて3市の住民なんだという説明がありましたが、3市の住民の理解は得られたという判断はどこでされたのか。

それから、この合意された文書では、1ページで「4団体は3市共同資源物処理施設を整備するに当たって、想定地周辺地域住民（以下地域住民という）の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進する」と書かれています。したがって、想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提としているわけです。ところが7月にまとめられた「今後について」という報告の中では、周辺地域住民の事業に対する理解が得られたとは言いがたいものであるということを行いながら事業を推進すると書いてあります。これは明確に1月8日の基本事項の確認に反したことを4団体が7月に決定したことになると思いますが、この点についての認識を伺います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 推進本部の報告にございますように、さまざまな意見をいただいて、その中で特に周辺地域の住民の皆様方から大変厳しいご意見をたくさんいただいたというのはそのとおりでございます。少し離れた方ですか、肯定的ではないですけれども必要だというようなご意見も幾つかはございましたけれども、総じてそういった状況でございましたが、そういった状況がありますけれども、そういうことを認識した上で、この事業は必要な事業だということを4団体で確認をしたわけでございます。

得られたかどうかということになりますと、なかなか厳しいという状況がございますので、そういうことも踏まえて、今後、先ほども申し上げましたように、疑問ですとか質問等に答えられなかった部分も含めて、また丁寧な説明をさせていただいて進めていきたいということでございます。

そういう意味では、事業に着手するとありますけれども、事業につきましては、今後も引き続き説明を丁寧にさせていただきながら、また疑問なところはお答えしながら進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○5番【尾崎利一】 ちょっと正確な答弁をお願いしたいんですが、この1月の確認書で住民の理解が得られたと判断された後は施設整備事業に着手すると書かれているので、住民の理解が得られたと判断したということになるわけですよ、当然。それは何をもとにして、どこでそういう判断をされたのかというのが1点。

それから、1月8日のこの基本事項確認書では、住民とは別に周辺住民、想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提とし、協調して事業を推進するということが冒頭で確認されているわけです。そうすると、周辺住民の理解を得られていないということはこの報告で認めながら事業を推進するということにな

ると、この１月８日の基本事項確認書がほごにされたということになると思うんですが、その２点についての認識を伺っています。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 得られたかどうかっていうのは、全員の挙手をとったわけではございませんので数字の部分では確認ができませんけれども、総体として地域住民の方の厳しいご意見がたくさんあったということは事実でございますが、これに関しては、そういう状況がありますけれども、それを踏まえて、３市の中で調整をし、協議をした結果として、そういう状況がありますことから、それを解消するというか、乗り越えるためにも丁寧な説明をしていく必要があるだろうということが合意形成をされまして、そのためには、いろいろな調査も必要になってきますので、そういったこともさせていただいて、説明をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○７番【中間建二】 合意文書に反しているってこと認めちゃっているんじゃない、それじゃあ。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○５番【尾崎利一】 これは基本事項確認書を結んだ当事者３人いらっしゃるわけですから、結んだ当事者が責任を持って判こを押しているわけですから。その３人の方々、これどう考えるのか、ご答弁いただきたいと思いますが。

○管理者【小林正則】 じゃあ、私から。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 理解を得たというのは、何か数字であらわしたり、何か数字で確認をしたということではなくて、一つは、私は小平市長ですから、一方では。小平市の全体的な空気やこの事業の必要性、重要性を鑑みて、小平市の皆さんはおおむね理解をする、あるいは支持してくれると思っております。

また、この間の組合議会の中の議論を通していても、小平市や武蔵村山市からはおおむね好意的なご理解をいただいているということを総合的に判断して、私はもちろんまだ十分理解し尽くされていないところもありますけれども、まさにそこはこれから基本構想や基本計画をつくる中で、感情的に判断される人もおられますし、ここさえ私が納得する数値やあるいは内容を示してくれば、私は賛成してもいいという方もおられますから、そういったいわばきちんと内容を示すことによって理解を示してくれる人をこれから多くの皆さんにそれは理解してもらいたい。そのためにもこれから事業を前へ進めることによって、より具体的な説明、そして理解を得られると思っておりますので、私は確認は別にほごになったとは思っておりません。

以上です。

○５番【尾崎利一】 ほごになっているよ。

○議長【森田憲二】 尾崎議員。

○５番【尾崎利一】 副管理者は。

○議長【森田憲二】 なし。ありますか？

○５番【尾崎利一】 なしというのが答弁ですね。

○７番【中間建二】 なしが答弁？

○議長【森田憲二】 はい。

○７番【中間建二】 両副管理者、なし。

○議長【森田憲二】 平野議員。

○３番【平野ひろみ】 この事業については必要であるというところで、３市が合意をした資源化事業ということで賛成の立場で言うんですけども、ただ、一つ、意見としまして、先ほどスケジュールの中に基本構想の案が業務委託でつくられた案を提示して、市民の意見をそこで聞くという形でというようなスケジュール上のご説明がありました。来年早々、説明会の開催というお話も事

前説明の中で伺いましたけれども、確かに大変時間の余裕もない中でやっていけることというのは限られたことになっていくとは思いますが、この基本構想をつくっていく段階でどれだけ市民の方たちがそこにかかわれるかといったことはやはりもうちょっと真剣に積極的に考えていただきたいと思っています。

早々に住民の参加ができるような枠組みで検討会をとということも、今、検討中という先ほどのお話でしたけれども、その検討中であるところもほんとうに早急に、9月にもうなるので、9月に入ったらすぐに取りかけられるような段階で協議会という形になると思うんですけれども、その住民との協議の場の設定を進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

その中でなんですけれども、協議の場であったり、この基本構想の案の中に住民の参加をというところと含めて、参加できる対象住民の範囲はなるべく広く。もちろん桜が丘の想定地にかかわる近隣住民の方たちの参加はもちろんなんですけれども、やはり3市の共同の事業というところでは、3市全体の市民の問題として広く対象に市民を入れていってほしいということ。その広報などの手法もあるかと思いますが、その辺のことをお願いしたいと思いますし、そういったところでの何か考えていること、またご意見があれば、今この場で伺いたいと思います。

その1点だけお願いします。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 今度の基本構想や基本計画というのは、かなり専門性の高い領域でありますので、そこに市民の皆さんが入って、その中で作成にかかわれるかというとなかなか内容的には難しいところがありますので、今おっしゃられた、どこの段階になるかはわかりませんが、市民の皆さんに広く、今お話ししたように、どうしても想定地の周辺の皆さんは反対をするというのは、ある面でかなりいろいろ不安要素もありますので、そういったことは当然反対

もあるかもしれないんですけれども、広域的な事業、3市の共同事業ですから、できるだけ3市にまたがる広域的な市民の意見を聞くといった場を積極的に、いろいろ中身はこれから検討していきますが、ご意見は拝聴させていただきます。

○議長【森田憲二】 平野議員。

○3番【平野ひろみ】 ありがとうございます。よろしくお願いします。先ほど、尾崎議員からもありました、市民の意見を聞くことは市民参加にはならない。市民参加のまず1歩だとは思いますが、ただ、そこからさらに市民がどうやってごみの問題を課題解決に参加していけるかというところは、やはりそれなりの行政側のアプローチが必要なんだと思います。

あともう一つ、提案で言っておきたいことがあります、やはりここまでこじれたというか、時間的な制約もある中で進めていかなければならない事業として、そういう住民を巻き込んだ協議会をつくる上で、組合側行政と住民だけでなく、その間に立つファシリテーター役みたいな人が、そういう者が必要なんじゃないかと思っているんですけれども。協議会の中で中間的な役割を担うような人がいて協議会を進めていくですとか、先ほど、基本構想は専門的だとおっしゃいましたが、この前の8月20日の説明会でも、専門家、有識者の方も巻き込んでというようなところでの市民の要望もありましたので、それはやり方によって市民はとても勉強していきますし、やはり難しいからということだけでなく、随時基本構想についての住民参加を募るような形はとっていただきたいと思います。

今、提案いたしました、そういう中間役、ファシリテーター役などをつけるということを希望して、もしそれでお金が必要であれば補正予算を組んでも、とても有効な手段なんではないかと思っていますので、提案させていただきたいと思います。ご意見があれば、お伺いしたいと思います。

○議長【森田憲二】 水口事務局長。

○事務局長【水口篤】 貴重なご意見をいただきましたので、また4団体間の中で協議をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 ほかに質疑はございますか。細谷議員。

○4番【細谷正】 私はこの組合議会に出席させていただくようになって、基本構想案としての予算がようやくいろいろあったわけですが、この時点に来て示されるようになったと。細かく説明も聞いてきたところです。今日もそうした説明を聞いたわけですが、特に2月、3月の説明会、そして直近の8月20日の説明会等も伺っていて、やはりまだ当該の地域の住民の方の不安であったり、そしてどういう規模のものができて、どういう処理をしていくのかというような非常に踏み込んだ意見等がたくさんあったですし、総括の中でも理解を得られたとはいいがたいというような総括文もうたわれているわけです。そうした点で、そもそもこの構想案をつくると言っていたときに、市民に向けて説明ができる、そういう資料をそろえられるというか準備できるというものが事前に提案されていたんだろうと思うんです。

ですから、今回の基本構想案が予算化されることによって、説明をしていた言葉で言えば、広く市民に説明するための資料にしていく。それから、わかりやすく説明できる資料もつくるということも含めているんだとおっしゃっていただいているわけです。そういうものになるように、ぜひ努力をしてほしいと思っています。

3市長が来られて管理者が来ての場も、全体で170人ですか、来て、非常に大きな関心に高まってきていると思いますので、そういった皆さんの、今、非常に意識の高まりの中で、とりわけ小林管理者には、そうした努力も一番前面でやっておられると見ていますけれども、その姿勢は今後も変わらずそうい

うふうに臨んでいただきたいと思っていますけれども、そのあたりのご努力の示し方ということで伺っておきたいと思います。

○議長【森田憲二】 小林管理者。

○管理者【小林正則】 この前、説明会のときには、もちろん反対の方も非常に多かったんですけれども、中にはごみそのものを我々はただ他人ごとのようなことではなくて、我々自身がごみ問題をみずからの問題として考えていこうと。じゃあ、あんたたちはちゃんと分別しているのかとか、かなりいわゆる相当意識の高い方の発言もあったり、あるいは受け入れるべきだという発言もあったり、私は必ずしもあの場が全て反対とは思っておりません。かなり前向きに捉えた方、それで反対の中にも、もちろん施設そのものを根本から否定されている方もおられましたけれども、中にはかなり細かい不安を感じておられるような払拭するような数値をちゃんと出してほしいという、いわば反対ではあるんだけど、納得をすれば受け入れてもいいととられるような方も多くおられました。

ですから、絶対だめだと、許せないと感情的に反対されている方は時間が必要だと思っておりますから、それは引き続きやっていきますが、今申し上げたように、いろいろ不安を感じているようなこういった項目にしっかりと答えてほしいといった人に我々が応えていくという努力をしっかりとしないといけないのだと思うんです。

ですから、全ての人が全て賛成をするというのはなかなか現実としては難しいかもしれませんが、とにかく時間もずっとかけるわけにはいきませんので、炉の更新時期も一度見送ってしまして、今度はもう無理なんですよね。平成33年で建てかえないと。焼却施設そのものが、機能が停止します。とにかく、ある程度時間的な制約がありますけれども、その中で基本構想や基本計画をつくる中で、再度説明は要請さえあれば、できる限り出ていって、理解を

得るべく努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 ほかに質疑はございませんか。須藤議員。

○10番【須藤博】 なかなかこういった問題は、3市、多くの市民がごみ問題は切実な問題なわけですが、施設の直近の住民の方は、まさに自分の目の前にできるかどうかということになりますと、これは神経質にならざるを得ないなと。その辺、非常によくわかるところでございます。そういう意味でこの間の説明会を聞いていても、管理者側は前へ進めたい。それについては、住民の側からは感情的な反発という部分もかなり見受けられた。

これに対して、今日の議案は補正予算でございますから、技術的にきっちり伺っておきたいと思いますが、一体この施設の計画は、住民の健康と環境を果たして守れるものが出てくるのかどうなのか。せっかく予算を投じて、皆さんの議論の俎上にのせられるものをつくるという計画ですから、これをつくらなきゃ話にならないというそれもわかりますから。それ自体は結構なことですが、ちゃんと健康に周りの影響を及ぼさない。また環境も大丈夫というものが出てくるのかどうなのか。そういう自信がないものを出されては困ると思っています。そういった自信があるのか、ないのか。それを伺いたいと思います。

○議長【森田憲二】 木村計画課長。

○計画課長【木村西】 環境の問題ですとか健康の影響につきましては、問題ないと考えております。ただ、安全ですと口で言いましてもなかなか難しいと思いますので、基本構想の中でその辺のところは定量的に示せるものが出てきますので、それらをもってしっかりと説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【森田憲二】 須藤議員。

○１０番【須藤博】 もし、この計画として出てきたものが周辺の健康と環境を十分守れないようなものであれば、その先の実施計画については反対しますので、その辺はよく理解してわかっておいてほしいと。しっかりつくってもらいたいと思います。

○議長【森田憲二】 よろしいですか。

○１０番【須藤博】 はい。

○議長【森田憲二】 ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 以上で質疑を終了いたします。

討論に入ります。尾崎議員。

○５番【尾崎利一】 私は、この補正予算には反対の立場で討論を行います。

この補正予算の提出は、７月の３市共同資源化推進本部で決定された「３市共同資源化事業の今後について（報告）」の中に出てくるこの報告に基づいて、この議会に提出をされています。ここでは、３市共同資源物処理施設の建設を進めていくことを４団体で確認し、衛生組合で予算措置を行い、３市共同資源化事業基本構想等の策定を行っていくものとすると言われておりますので、説明資料もつくるということですが、事業を推進していくということで予算の提案をされているものです。

それで、私が今日、反対討論で申し上げたいのは、事業を推進するかどうかという点の賛否を超えて、予算措置をこの時点で計上するということが大変市民との間で信義にもとる行為であり、市民にけんかを売るものになると考えるからです。

これは質疑の中でも述べましたが、１月８日に４団体の責任者、３市長と管理者が署名をした基本事項確認書で、住民の理解が得られたと判断された後は施設整備事業に着手すると書かれていますが、住民の理解が得られたと

どの場でいつ判断したのかという質問に対して全く答弁がありませんでした。

それから、この基本事項確認書にある、想定地周辺地域住民の理解を得ることを前提として掲げながら、7月の報告で理解が得られたと言いがたいということになっているわけで、ここでこのまま事業を推進していくということは、4団体の責任者が署名捺印をし、市民に示した確認事項をほごにする、逸脱する行為だと考えます。

いかなる理由があろうとも、議会がこのような行政の市民に対する背信行為を追認することはできないと考えますので、皆さんのご同意を訴えて討論とします。

○議長【森田憲二】 中間議員。

○7番【中間建二】 私もこの補正予算に反対の立場で討論を行います。

趣旨としては、先ほどの発言者と同様でありますけれども、中身の問題に入る大前提が今回の手続の方法としては間違っております。先ほど来、話がありましたように、4団体で確認をした合意文書に反する。住民の理解が得られたと判断された後に施設整備事業に着手するということで明確に合意文書に書いてあり、4団体で署名捺印をしている文書に反している方法で、今、事業化されようとしているわけです。

どんなに立派な方が市長になられても、また職員の皆さんが努力をされても、そのときの議論で判断を間違えることはあるわけですから、そのときにストップをかけるのが議会の役割だと思います。もう一度立ちどまって考えるべきでないかということを議会がここで判断をしなければ、3市長もしくは組合で決めたことは全て追認をしていくということであれば、議会は必要ないわけですので、これまでの手続に重大な合意文書に反しているやり方になっているということは、今、今日の質疑の中で明らかになりましたので。

また、この問題については、東大和市また桜が丘地域の矮小化された問題で

はなく、どこにこういう施設をつくる場合であっても、その市のまたその地域の住民の合意を得られるように丁寧に努力をしていくということは、3市の市政のあり方、議員の姿勢として当たり前のことだと思いますので、その手続に全く重大な瑕疵がある中で、今この段階で基本構想を策定する事業を推進していく予算化をするということについては、あり得ないと申し上げます。

その上で3点、これまでの取り組みの中で不足しているところを申し上げます。

1点目には、全ての点で比較検討が全く見えないことであります。リサイクルの想定場所も当然でありますけれども、どういう方法と比較検討した中で今の2品目処理になるのか。また3市共同資源化事業を進めるに当たっては、費用面でどういうやり方が一番有効なのか。このあたりの比較検討が全く見えていないことが大問題であります。

2点目に住民参加のあり方が見えないことであります。唯一ありましたのがこの組合が行いました市民懇談会でありますけれども、その市民懇談会の中でも、この3市共同資源化事業またリサイクルセンター構想については、ストップをかけるべく意見があったにもかかわらず、それが全く反映をされていない。小平市では自治基本条例があり、東大和市、武蔵村山市でもそのような住民参加の市政運営のあり方を模索していると聞いておりますけれども、そういう市政運営の中で住民参加のあり方が全く手続がなされていない、見えない今回のやり方について、理解が得られないことは当然だと思います。

3点目にごみの減量化についての努力不足ということも一貫して指摘をされております。拡大生産者責任を追求していくという組合3市間での合意があるということでございましたけれども、その点についても東大和市ではごみの有料化も含めて取り組みを進めているわけですが、まだまだ3市間でのごみの有料化という一番大きな課題に対して、3市間また組合として共通の理解があっ

た上で進められているということには現状ではなっておりません。

これらの大きくは三つの課題が解消されない限り、どのような形でこの事業を推進していくに当たっても、地域住民の理解を得られることは現状のやり方では不可能であると考えております。中身の議論というよりも、現段階でこの基本構想を進めることについては、議会として一旦立ちどまって、再度考えるべきという判断をすべきであるということを申し上げておきます。

以上です。

○議長【森田憲二】 ほかに討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長【森田憲二】 以上で討論を終了いたします。

直ちに採決いたします。日程第５、議案第１０号 平成２５年度小平・村山・大和衛生組合一般会計補正予算（第１号）、本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長【森田憲二】 挙手多数。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、小平・村山・大和衛生組合平成２５年８月臨時会を閉会いたします。

午前１０時３１分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

小平・村山・大和衛生組合議会議長 森 田 憲 二

小平・村山・大和衛生組合議会議員 細 谷 正

小平・村山・大和衛生組合議会議員 中 野 志乃夫

小平・村山・大和衛生組合議会議員 須 藤 博